

マスト少額短期保険の現状 2018

2017 年度（平成 29 年度）決算

平素より、皆さまにはマスト少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)の業務及び財産の状況をご説明する「マスト少額短期保険の現状 2018」を作成いたしました。

本資料が、弊社をご理解いただく一助になれば幸いに存じます。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

本誌は、「保険業法第 272 条の 17」および「同施行規則第 211 条の 37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明資料）です。

東京都渋谷区代々木 2-1-1
新宿マインズタワー5F
マスト少額短期保険株式会社

目 次

1	主要な業務に関する事項	3
(1)	直近の事業年度（2017 年度）における業務の概要	3
(2)	取扱商品	4
(3)	財産及び損益の状況の推移	5
(4)	支店等及び代理店の状況	5
(5)	従業員の状況	5
(6)	主要な借入先の状況	5
(7)	資金調達の状況	6
(8)	重要な親会社及び子会社等の状況	6
(9)	事業の譲渡・譲受け等の状況	6
(10)	その他少額短期保険業者の現況に関する重要な事項	6
2	会社役員に関する事項	6
3	株式に関する事項	7
(1)	株式数	7
(2)	株主数（2017 年度末）	7
(3)	大株主	7
4	業務の適正を確保するための体制	8
5	お客様の声の受付について	9
6	コンプライアンス基本方針	10
7	リスク管理基本方針	11
8	お客様本位の業務運営を実現するための取組方針	12
9	反社会的勢力等への対応に関する基本方針	13

10	組織図（2018年7月1日現在）	14
11	主要な業務の状況を示す指標等	14
12	保険契約に関する指標	15
13	経理に関する指標等	16
14	資産運用に関する指標等	16
15	責任準備金の残高の内訳	17
16	保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	18
17	経理の状況	20
	（1）貸借対照表	20
	（2）損益計算書	25
	（3）株主資本等変動計算書	27
	（4）キャッシュ・フロー計算書	29

1 主要な業務に関する事項

(1) 直近の事業年度（2017年度）における業務の概要

(事業の概要)

「MASTGUARD（賃貸入居者総合保険）」の全国販売展開として、平成29年4月より積和不動産関東・積和不動産・積和不動産中部、8月より積和不動産九州、12月より積和不動産関西の一部地域で対面販売を開始しました。また、対面販売に加え、代理店からお客様へ加入案内書類をお送りし、インターネット（Web）により直接手続き頂くダイレクト販売を平成30年1月より積和不動産中国・積和不動産中部にて開始しました。当期の契約新規件数は51,448件となっております。保険料収入については694,169千円となっております。今後は、積和不動産東北でのダイレクト販売を平成30年5月に開始し全国販売の体制が整いますので、MAST物件にご入居されるお客様への安心・安全の提供に努めて参ります。

(「お客様本位の業務運営を実現するための取組方針」の策定・公表)

「お客様の最善の利益の追求」・「利益相反取引についての適切な管理」・「重要な情報の分かりやすいご提供」・「お客様に相応しいサービスのご提供」・「従業員に対する適切な動機づけ」等に関する運営方針を取りまとめ、平成29年12月に弊社ホームページに公表しました。

(「お客様の声」を経営に活かし、業務品質の向上につなげる取組み)

高い業務品質の提供に向け「お客様の声」を社内で全件周知するとともに、社内全体でお客様へより高い品質のサービスを提供できるよう継続的な改善に努めております。

(当年度業績)

当期の経常収益額は1,720,132千円、経常損失額は231,325千円、当期純損失額は224,925千円となりました。

(今後の課題)

「MASTGUARD（賃貸入居者総合保険）」に多くのお客様にご契約頂き事業の拡大経営の安定を図ると共に、法令遵守を最優先として取り組み、適切な顧客サービスの提供に努めて参ります。

(2) 取扱商品

「MASTGUARD」(賃貸入居者総合保険)

MASTGUARD

「MASTGUARD」(マストガード)は、賃貸住宅を取り巻く様々な危険に対処できるよう下記のような保障を組み合わせた保険です。

<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">家財保障</div> <p style="font-size: 0.8em; color: #0056b3;">借戸室内の家財の損害</p>	① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 風災・雹災・雪災	⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">修理費用保障</div> <p style="font-size: 0.8em; color: #0056b3;">借戸室内の修理費用等</p>	⑥ 他人の戸室や給排水設備に生じた事故による水濡れ	⑦ 騒乱・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為	⑧ 強盗・窃盗等の盗難	⑨ 水災	⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による家財の破損

+

<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">入居者賠償責任保障</div> <p style="font-size: 0.8em; color: #0056b3;">借戸室の損壊についての損害賠償責任</p>	火災	破裂・爆発	給排水設備に生じた事故による水濡れ
---	----	-------	-------------------

+

<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">個人賠償責任保障</div> <p style="font-size: 0.8em; color: #0056b3;">他人の身体の障害、財物の損壊についての損害賠償責任(借戸室の損壊を除く)</p>	借戸室の使用または管理に起因する事故	被保険者の日常生活に起因する事故
---	--------------------	------------------

「MASTGUARD」(マストガード)は賃貸入居者総合保険のペットネームです。

「MASTGUARD」(賃貸入居者総合保険)は、賃貸住居を取り巻く上記のような様々な危険に対処できる、安心の保険です。

賃貸住居に入居されるお客様専用開発された商品で、家財保障、修理費用保障、入居者賠償責任保障、個人賠償責任保障がセットされた商品です。

家財保障では、家財に生じた損害に加え、臨時宿泊費用、被災転居費用、残存物片づけ費用、失火見舞費用、地震災害費用の各種費用も保障します。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
経常収益	708,350	1,720,132
正味収入保険料	3	34,385
利息及び配当金収入	—	—
経常利益 (又は経常損失△)	△9,280	△231,325
当期純利益 (又は当期純損失△)	△8,480	△224,925
資本金	200,000	200,000
発行済株式総数 (株)	4,000株	4,000株
保険業法上の純資産	480,463	256,357
純資産額	480,463	255,538
総資産額	1,338,549	807,871
責任準備金残高	1	14,919
有価証券残高	—	—
ソルベンシー・マージン比率 (%)	12,170.6%	4,223.2%
配当性向 (%)	—	—
従業員数 (人)	33人	32人

※保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

(4) 支店等及び代理店の状況

(単位：店)

区 分	2016年度末	2017年度末	比較増減
支 店	—	—	—
代 理 店	421	750	329

(5) 従業員の状況

2016年度末	2017年度末	比較増減	2017年度末現在		
			平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
33名	32名	△1名	46.2歳	2.3年	346千円

(6) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
積和不動産株式会社	90 百万円

(7) 資金調達の状況

イ 借入金について

当該事業年度におきましては、業務運営上の資金残高の改善を目的として、平成29年6月に60百万円、平成29年12月に30百万円、合計90百万円を関連会社である積和不動産より借入を行いました。

金額：90,000,000円

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

該当ありません。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当ありません。

(10) その他少額短期保険業者の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(2018年7月1日現在)

氏名	役職名及び担当	重要な兼職	その他
浅野 光太郎	代表取締役社長	積和不動産株式会社 代表取締役社長 MAST賃貸センター株式会社 代表取締役社長 マストパートナーズ株式会社 代表取締役社長	
山岸 淑夫	代表取締役常務(兼) 経営企画部長		2018年6月 25日退任
内田 裕之	代表取締役常務(兼) 内部監査部長		2018年6月 25日就任
蒲谷 亮二	取締役	積和不動産関東株式会社 常務取締役	
多田 和史	取締役	積和不動産中部株式会社 取締役	
斉木 浩一	監査役	積水ハウスフィナンシャルサービス 株式会社 代表取締役常務	

3 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 16,000 株

発行済株式総数 4,000 株

(2) 株主数 (2017 年度末)

7 名

(3) 大株主

(2018 年 3 月 31 日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
積和不動産株式会社	1,000株	25.0%
積和不動産中部株式会社	960株	24.0%
積和不動産関東株式会社	640株	16.0%
積和不動産関西株式会社	560株	14.0%
積和不動産東北株式会社	320株	8.0%
積和不動産中国株式会社	320株	8.0%
積和不動産九州株式会社	200株	5.0%

4 業務の適正を確保するための体制

積水ハウスグループの企業理念及び当社の事業理念を實踐し、法令・定款その他企業倫理を遵守した企業経営を実現するため、当社の役員及び従業員が遵守すべき行動基準を定め、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 積水ハウスグループの企業理念及び当社の事業理念を實踐し、法令、定款その他企業倫理を遵守した企業経営を実現するため、当社の役員及び従業員が遵守すべき行動基準を定めます。
- (2) 当社は、法令等遵守体制として、「コンプライアンス委員会」を設置し、社内規程をはじめ社会一般に求められる倫理やモラル等の遵守を徹底します。
- (3) 取締役の職務の執行については、「コンプライアンスに関する基本方針」等の基本方針等を定めるとともに、「コンプライアンス・マニュアル」等の整備・周知を通じて、法令及び定款に適合することを確保します。
- (4) 取締役会は、法令、定款、社内規程並びに上記の行動規範に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。
- (5) 取締役会は法令及び取締役会規則に基づいて原則として3カ月に1回以上開催します。
- (6) 取締役は、取締役会においてその職務の執行状況を報告します。
- (7) 監査役は、法令及び社内規則に定める監査基準に基づいて、取締役の職務執行を監査します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、取締役及び監査役等が必要に応じて閲覧可能な状態で適正に保存及び管理します。

- (1) 株主総会、取締役会、その他取締役が出席する重要会議に関する議事録及び関連資料
- (2) 取締役が職務執行に関して決裁した重要な文書（稟議申請書及び関連資料等）
- (3) 取締役が職務執行に関して作成した重要な文書（契約書、覚書、報告書等）
- (4) その他取締役の職務執行に関する重要な文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 全社的なリスク管理に関する規則を整備し、定期的に社内存在するリスクに関する評価と管理を行います。
- (2) 自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した時の危機管理体制について、規則を整備し、社内への周知徹底をはかります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従業員を通じて行う取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、職務分掌を規則で定め、権限と責任を明確にします。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 積水ハウスグループの企業理念及び当社の事業理念に基づいて使用人がとるべき行動規範を定め、その違反に対しては、就業規則等の社内規則に基づいて適正な処分を行います。
- (2) 研修を通じて、業務に必要な法令知識及び上記の行動規範の使用人への周知徹底をはかります。
- (3) 内部監査部門による監査を定期的実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を選任します。また、使用人の人選等については監査役の意向を尊重し、協議の上決定します。

7. 6の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務補助者として選任した使用人は、監査役からの要請を受けた業務に関して上長の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の異動、評価、懲戒については監査役の意見を尊重して決定します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、監査役が出席する取締役会その他の重要会議において、担当する職務の執行状況を随時報告します。
- (2) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告します。
- (3) 稟議書、取締役会等の重要会議の議事録、内部監査部門が作成する監査報告書、その他監査役の監査業務に関わる重要書類については、監査役に回付します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と内部監査部門は意見交換を密にして緊密な連携を保ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力します。

以上
2016年8月1日施行

5 お客様の声の受付について

高い業務品質の提供に向け「お客様の声」を社内全体で共有し、お客様へより高い品質のサービスを提供できるよう継続的な改善に努めております。

○お客様の声の受付窓口について

当社では、「お客様から常に信頼される会社であること」を目指し、「お客様の声」を「お客様の重要かつ貴重なご意見」と捉え、顧客サービスの向上、業務改善に活かしてまいります。お客様の声をお電話とホームページから受付けております。

お客様の声受付窓口

フリーダイヤル : 0120-886-070

受付時間 : 月～金 9:30～17:00

(土日・祝日、12月28日～1月4日を除く)

ホームページ : <https://www.mastsast.co.jp>

○指定紛争解決機関について

当社は保険業法に基づく指定紛争解決機関である「一般社団法人 日本少額短期保険協会」との間で、手続実施基本契約を締結しています。少額短期保険全般に関するご相談・苦情・紛争、当社との間で問題解決出来ない場合には、下記「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)

フリーダイヤル : 0120-82-1144

受付時間 : 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00

(土日・祝日、年末年始休業期間を除く)

6 コンプライアンス基本方針

<コンプライアンス態勢の構築>

- (1) コンプライアンスに関する重要事項が取締役会に適切に報告される体制を整備します。
- (2) コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する目的で「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与します。

<コンプライアンス行動基準>

- (1) 法令・定款・社内規程及び社会規範等の遵守
お客様及び社会の信頼を確保するため、法令・定款・社内規程及び社会規範等を遵守し、企業倫理の堅持に努めます。
- (2) 適正な保険募集と顧客サービスの提供
法令等に則った適正な保険募集活動を行うとともに、特定のお客様の利益を図る不公正な取扱いを行わず、忠実かつ誠実に職務を遂行して、最高の顧客サービスの提供に努めます。
- (3) リスク管理の徹底
商品の開発、改定、販売に当たっては、保険料率の妥当性を確保し、再保険等の利用による適切なリスク分散を実施し、経営上のリスク管理を徹底します。
- (4) 機密情報、顧客情報の厳正な管理
経営上の重要データ等、機密情報の適切な管理を行うとともに、個人情報等を厳正に管理しプライバシーの保護を徹底します。
- (5) 公正・透明・自由な競争と公正かつ効率的な職務の遂行
職務の遂行においては公正かつ自由な取引及び競争を心掛け、会社の公金、その他の資産の不正使用は行いません。
- (6) 適切な企業情報の開示
お客様、株主をはじめとする社会とのコミュニケーションを積極的に図り、経営情報の適切な開示に努め、経営の透明性を高めます。
- (7) 基本的人権の尊重
個人の人権を尊重し、不当な差別は行いません。
- (8) 地球環境保護への積極的取組
環境問題への取組は企業の存在に必須であるとの強い意識を持ち、業務遂行に当たっては、環境に悪影響を与えないよう十分な注意を払います。
- (9) 反社会的勢力等への毅然たる対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、毅然とした対応を行います。
- (10) 行動規範に違反する行為の排除
この行動規範に反する行為は徹底的に排除し、万一、違反行為が生じた場合には、役員が問題解決に当たる姿勢を内外に表明した上で徹底した原因究明を行い、再発の防止に努めます。また、社会への的確な情報の開示と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で、役員自らを含む厳正な処分を行います。

7 リスク管理基本方針

当社はリスク管理基本方針を以下の通り定め、業務を適正に行います。

<リスク管理基本方針>

業務の健全性と適正性を確保し維持することを目的に「個別リスク管理方針」を定め、リスク管理に係る組織、リスクの定義など、当社のリスク管理全般に関する基本的事項を明確化しています。

<危機管理方針>

当社は、リスク管理基本方針に基づき「経営危機管理規則」を定め、お客様・代理店との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社業務に著しい支障が生じたりする事態において、適切な行動・措置をとり、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速に通常業務へ復旧することとしています。

<個別リスク管理方針>

当社の事業遂行に関わる主要なリスクを特定し、主管部を定め個別にリスク管理に取り組んでいます。主要なリスクの概要は次のとおりです。

- | | |
|---|--|
| (1) 保険引受リスク | 失を被るリスク。 |
| 商品開発改定等に関するリスク、個別契約引受に関するリスク、再保険に関するリスク、適切な責任準備金または支払備金の積立が行われないリスク。 | (6) 法務リスク
事業活動に関連して発生する可能性がある、法令違反、法律紛争の発生等により損失を被るリスク。 |
| (2) 流動性リスク | (7) レピュテーションリスク
当社および当社業務に密接な関係を有する者に関する否定的な評価・評判が流布されることにより当社の信用やブランド価値等が悪化し、結果的に不利益を被るリスク。 |
| 当社の財務内容の悪化等を原因として流入資金の減少または資金流出の増加が生じることにより当社が債務を履行できなくなる等により当社が損失を被るリスク。 | (8) 事故・災害・犯罪リスク
事故・災害・犯罪に起因して、当社または代理店等当社業務に密接な関連を有するものが、その生命・身体・資産・情報・信用・業務遂行能力に被害が発生することにより当社が損失を被るリスク。 |
| (3) 事務リスク | (9) 人事・労務リスク
必要な人材の確保または育成が十分でないこと、人事運営に関する不満に起因する従業員の士気の低下、不適切な労務管理に起因する従業員の士気の低下または心身の健康障害により当社が損失を被るリスク。 |
| 従業員・代理店等の事務ミスや不正な処理により当社が損失を被るリスク。 | |
| (4) システムリスク | |
| 情報システムに関して、その停止または誤作動、不正使用、セキュリティ対策の不備等が原因となって当社が直接、間接を問わず、損失を被るリスク。 | |
| (5) 情報漏えいリスク | |
| 役員・従業員・代理店等の誤りや不正な処理等により、顧客情報や機密情報が漏えいし、当社が損 | |

<再保険について>

当社は、過大なリスクを保有することで経営の安定を阻害することがないように、当社が定める方針に基づき、トーア再保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社及び共栄火災海上保険株式会社と再保険契約を締結して、保険責任の一定割合を移転しています。同再保険に付すことにより、巨大災害と想定される大規模地震や巨大台風による風災の際にも、当社が自ら負担する支払責任額は、資本金に比較して十分に低い額にコントロールしています。

8 お客様本位の業務運営を実現するための取組方針

当社は、積水ハウスグループの企業理念に則り、お客様の万一の時の備えとして、安心・安全をご提供する少額短期保険事業会社としての役割を果たし、お客様の永遠の幸せを希求するために、お客様ひとり一人を大切にする立場で業務に努めて参ります。

(1) お客様の最善の利益の追求

弊社は、「お客様から信頼される少額短期保険会社であることの観点から、お客様の声に対して貴重なご意見として真摯に受け止め、その事に誠実に対応し、お客様サービスの向上と業務改善に努めて参ります。

(2) 利益相反取引についての適切な管理

弊社は、お客様のご意向を適切に把握し、利益が不当に害されることのないよう、ご意向に沿った商品、サービスの提供を行うことで、お客さまとの利益相反の排除に徹底して努めて参ります。

(3) 重要な情報の分かりやすいご提供

弊社は、お客様との保険募集にあたり、お客様のご意向を把握した上で、ご契約を締結するに際しての必要な情報を丁寧にご説明しながら、お客様にふさわしい商品・サービスをご提案するよう努めて参ります。

(4) お客様に相応しいサービスのご提供

弊社は、お客様の万一の保険事故発生時には、お役に立てるようお客様の状況や立場、お考えに寄り添い、ご信頼にお応えできる損害サービスの品質を確保するとともに、迅速かつ適切に保険金をお支払いするよう努めます。

(5) 従業員に対する適切な動機づけ

私たち積水ハウスグループでは、企業理念・行動規範や企業行動指針・企業倫理要項を記載した小冊子を全従業員に配布し、周知・徹底を図っています。また、毎年、全従業員を対象として「ガバナンス意識調査」を実施し、企業倫理意識や職場環境等の現状を把握し、組織単位での意見交換の機会を設けながら、より良い職場風土づくりに注力しています。

さらに、コンプライアンスに関する研修等を適宜実施しており、これらを通じて適切な動機づけを行い、お客様本位の業務運営が定着するよう努めて参ります。

9 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

<基本方針>

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対し、毅然とした姿勢で臨むため、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、組織的に対応するよう努めます。

<当社の対応方針>

反社会的勢力等に対し、基本方針を踏まえて以下の1から5に基づき対応致します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織として対応します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等による不当要求に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等であると知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消します。

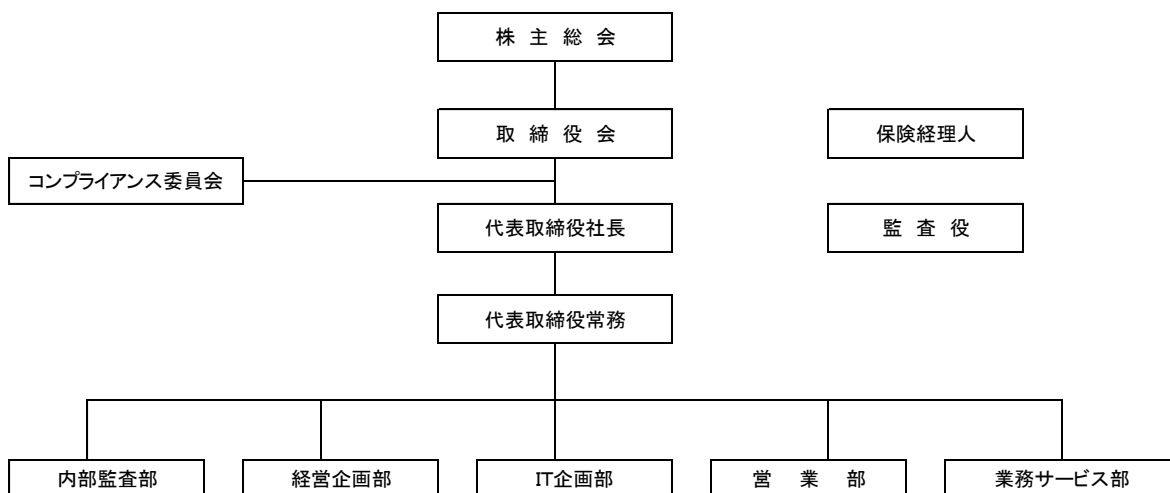
(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等に対しては、事案を隠蔽するためのいかなる裏取引も絶対に行いません。また、反社会的勢力等に対する資金の提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

10 組織図 (2018年7月1日現在)



11 主要な業務の状況を示す指標等

○正味収入保険料及び元受正味保険料 (単位：千円)

区分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	正味収入保険料 元受正味保険料	3 65	34,385 687,715

○支払再保険料 (単位：千円)

区分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	支払再保険料	61	659,460

○保険引受利益 (単位：千円)

区分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	保険引受利益	△170,482	△243,308

○正味支払保険金及び元受正味保険金 (単位：千円)

区分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	正味支払保険金 元受正味保険金	— —	148 2,979

○回収再保険金 (単位：千円)

区分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	回収再保険金	—	2,830

12 保険契約に関する指標

○契約者配当金の額

該当ありません。

○正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

区 分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	正 味 損 害 率	—	0.4%
	正 味 事 業 費 率	5,232,793.3%	762.6%
	正 味 合 算 率	5,232,793.3%	763.0%

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

○出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

区 分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	発 生 損 害 率	—	2.7%
	事 業 費 率	437,101.2%	183.8%
	合 算 率	437,101.2%	186.5%

※発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料

※事業費率＝（保険引受に係る営業費及び一般管理費＋支払諸手数料及び集金費）÷出再控除前の既経過保険料

※合算率＝発生損害率＋事業費率

○出再先保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	2016年度	2017年度
出再先保険会社の数	3社	3社
出再保険料の上位5社の割合	100.0%	100.0%

○支払再保険料の格付区分ごとの割合

格 付 区 分	2016年度	2017年度
A＋	72.0%	72.1%
A－	28.0%	27.9%

※格付区分は、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の格付を使用しています。

※各年度3月末時点の格付に基づいています。

○未収再保険金の額

(単位：千円)

区 分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	未収再保険金	—	2,830

13 経理に関する指標等

○支払備金及び責任準備金 (単位：千円)

区 分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	支 払 備 金	—	395
	責 任 準 備 金	1	14,919

○利益準備金及び任意積立金

該当ありません。

○損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動 (単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計 算 方 法	正味既経過保険料×1%		
経 常 損 失 の 増 加	2016年度	2017年度	
	0	202	

14 資産運用に関する指標等

○資産運用の概況 (単位：千円)

	2016年度		2017年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現 預 金	696,512	52.0%	158,774	19.7%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
運用資産計	696,512	52.0%	158,774	19.7%
総 資 産	1,338,549	100.0%	807,871	100.0%

○利息配当収入の額及び運用利回り

該当ありません。

○保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

○保有有価証券利回り

該当ありません。

○有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

15 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

区 分	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	普通責任準備金	1	14,099
	異常危険準備金	0	819
	契約者配当準備金等	—	—
	合 計	1	14,919

16 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円）

	2016年度 (2017年3月31日)	2017年度 (2018年3月31日)
(1) ソルベンシー・マージン総額	480,463	256,357
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	480,463	255,538
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	0	819
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除く、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R_3+R_4$	7,895	12,140
保険リスク相当額	700	9,192
R1 一般保険リスク相当額	0	2,000
R4 巨大災害リスク相当額	700	7,192
R2 資産運用リスク相当額	6,965	4,086
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	6,965	—
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	0	4,058
再保険回収リスク相当額	—	28
R3 経営管理リスク相当額	229	398
(3) ソルベンシー・マージン比率 $[(1) / \{(2) \times (1/2)\}] \times 100$	12,170.6%	4,223.2%

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

<ソルベンシー・マージン比率とは>

・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（前記の（2））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：前記の（1））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（前記の（3））です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①保険引受上の危険（一般保険リスク）	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
②資産運用上の危険（資産運用リスク）	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
③経営管理上の危険（経営管理リスク）	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～②及び④以外のもの
④巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）	通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

・「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

17 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円、%)

科目	年度	2016年度 (2017年3月31日現在)		2017年度 (2018年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)						
現金及び預貯金		696,512	52.0	158,774	19.7	△537,737
現金		—	—	—	—	—
預貯金		696,512	52.0	158,774	19.7	△537,737
有価証券		—	—	—	—	—
国債		—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—
有形固定資産		10,560	0.8	7,805	1.0	△2,754
建物		268	0.0	232	0.0	△35
建物仮勘定		—	—	—	—	—
その他の有形固定資産		10,291	0.8	7,572	0.9	△2,719
無形固定資産		420,175	31.4	395,068	48.9	△25,106
ソフトウェア		—	—	349,490	43.3	349,490
のれん		56,808	4.2	20,929	2.6	△35,879
リース資産		—	—	—	—	—
その他の無形固定資産		363,367	27.1	24,649	3.1	338,717
代理店貸		—	—	—	—	—
共同保険貸		—	—	—	—	—
再保険貸		—	—	2,830	0.4	2,830
その他の資産		194,200	14.5	233,392	28.9	39,191
未収金		192,318	14.4	216,276	26.8	23,958
未収保険料		—	—	—	—	—
前払費用		1,882	0.1	17,116	2.1	15,233
未収収益		—	—	—	—	—
仮払金		—	—	—	—	—
預託金		—	—	—	—	—
その他の資産		—	—	—	—	—
繰延税金資産		7,100	0.5	—	—	△7,100
供託金		10,000	0.7	10,000	1.2	—
貸倒引当金		—	—	—	—	—
資産の部合計		1,338,549	100.0	807,871	100.0	△530,677

(単位：千円、%)

科目	年度	2016年度 (2017年3月31日現在)		2017年度 (2018年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
		(負債の部)				
保険契約準備金		1	0.0	15,314	1.9	15,313
支払備金		—	—	395	0.0	395
責任準備金		1	0.0	14,919	1.8	14,918
代理店借		—	—	70,397	8.7	70,397
共同保険借		—	—	17,982	2.2	17,982
再保険借		4	0.0	70,543	8.7	70,539
短期社債		—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—
新株予約権付社債		—	—	—	—	—
その他の負債		818,973	61.2	354,407	43.9	△464,566
借入金		—	—	90,000	11.1	90,000
未払法人税等		9,891	0.7	3,683	0.5	△6,208
未払金		14,262	1.1	116	0.0	△14,146
未払費用		44,310	3.3	55,473	6.9	11,163
前受収益		—	—	—	—	—
預り金		750,508	56.1	176,003	21.8	△574,504
リース債務		—	—	—	—	—
資産除去債務		—	—	—	—	—
仮受金		—	—	—	—	—
その他の負債		—	—	29,130	3.6	29,130
退職給付引当金		—	—	—	—	—
役員賞与引当金		4,950	0.4	4,710	0.6	△240
賞与引当金		16,956	1.3	18,978	2.4	2,021
価格変動準備金		—	—	—	—	—
繰延税金負債		17,200	1.3	—	—	△17,200
負債の部合計		858,085	64.1	552,333	68.4	△305,751
(純資産の部)						
資本金		200,000	14.9	200,000	24.8	—
新株式申込証拠金		—	—	—	—	—
資本剰余金		330,653	24.7	330,653	40.9	—
資本準備金		—	—	—	—	—
その他資本剰余金		330,653	24.7	330,653	40.9	—

利益剰余金	△50,190	△3.7	△275,115	△34.1	△224,925
利益準備金	—	—	—	—	—
その他利益剰余金	△50,190	△3.7	△275,115	△34.1	△224,925
繰越利益剰余金	△50,190	△3.7	△275,115	△34.1	△224,925
自己株式	—	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—	—
株主資本合計	480,463	35.9	255,538	31.6	△224,925
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—	—
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—	—
土地評価差額額	—	—	—	—	—
評価・換算差額額等合計	—	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—	—
純資産の部合計	480,463	35.9	255,538	31.6	△224,925
負債の部及び純資産の部合計	1,338,549	100.0	807,871	100.0	△530,677

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却は、建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については法人税法の規定に基づく定額法、その他有形固定資産については法人税法の規定に基づく定率法で行っております。
2. 無形固定資産の減価償却は、法人税法の規定に基づく定額法で行っております。
3. 賞与引当金は従業員賞与に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を基準に計上しております。
4. 役員賞与引当金は役員賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
5. のれんの償却は、発生した会計年度より 5 年間で均等償却を行っております。
6. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、5 年間で均等償却を行っております。その他の控除対象外消費税等は発生会計年度の期間費用としています。
7. 有形固定資産の減価償却累計額は 9,153 千円です。
8. 責任準備金は保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づく準備金であり、同第 1 項第 1 号イに規定する未経過保険料の金額は、純保険料等に基づく算出方法により計算しております。
9. 金融商品に関する注記
- (1) 金融商品の状況に関する事項
- 少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債に限定されているうえ、当社では安全性・流動性の確保のため預貯金による運用を基本方針としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預貯金	158,774	158,774	—
(2) 未収金	216,276	216,276	—
(3) 代理店借	(70,397)	(70,397)	—
(4) 再保険借	(70,543)	(70,543)	—
(5) 借入金	(90,000)	(90,000)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりであります。これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

10. 繰延税金資産の総額は58,800千円です。また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した金額は58,800千円です。繰延税金資産の発生 の主な原因は、繰越欠損金58,700千円です。

11. 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。

（支払備金）

支払備金（出再支払備金控除前）	7,903千円
同上にかかる出再支払備金	7,508千円
差引（イ）	395千円
IBNR 備金（出再 IBNR 備金控除前）	—千円
同上にかかる出再 IBNR 備金	—千円
差引（ロ）	—千円
計（イ+ロ）	395千円

（責任準備金）

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	281,979千円
同上にかかる出再責任準備金	267,879千円
差引（イ）	14,099千円
異常危険準備金（ロ）	819千円
計（イ+ロ）	14,919千円

12. 1株当たりの純資産額は63,884円57銭であります。算定上の基礎である純資産額は255,538千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末発行済株式数は4,000株であります。

13. 重要な後発事象

(新株の発行)

当社は、平成30年3月23日開催の取締役会及び平成30年4月10日開催の臨時株主総会において、会社法第202条の規定に基づき、株主割当による新株発行を行うことを決議致しました。平成30年4月27日付で新株の発行を行い、資本金の額は290,000千円、資本準備金は90,000千円となりました。概要は下記の通りであります。

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額
関連会社	積和不動産東北株式会社	8.0%	—	株主割当 (平成30年4月27日付)	14,400 (普通株式288株)
関連会社	積和不動産関東株式会社	16.0%	—	株主割当 (平成30年4月27日付)	28,800 (普通株式576株)
関連会社	積和不動産株式会社	25.0%	—	株主割当 (平成30年4月27日付)	45,000 (普通株式900株)
関連会社	積和不動産中部株式会社	24.0%	—	株主割当 (平成30年4月27日付)	43,200 (普通株式864株)
関連会社	積和不動産関西株式会社	14.0%	—	株主割当 (平成30年4月27日付)	25,200 (普通株式504株)
関連会社	積和不動産中国株式会社	8.0%	—	株主割当 (平成30年4月27日付)	14,400 (普通株式288株)
関連会社	積和不動産九州株式会社	5.0%	—	株主割当 (平成30年4月27日付)	9,000 (普通株式180株)

本増資は、安定的な収益確保につながるまでに必要と見込まれる運転資金の充実を図り、事業の安定運営を図ることを目的としています。

14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	比較増減
		金額	金額	
経常収益		708,350	1,720,132	1,011,782
保険料等収入		111	1,186,601	1,186,490
保険料		65	694,169	694,103
再保険収入		45	492,432	492,386
回収保険金		—	2,830	2,830
再保険手数料		45	483,471	483,425
再保険返戻金		—	6,130	6,130
その他再保険収入		—	—	—
責任準備金等戻入額		—	—	—
支払備金戻入額		—	—	—
責任準備金戻入額		—	—	—
資産運用収益		—	—	—
利息及び配当金等収益		—	—	—
その他運用収益		—	—	—
その他経常収益		708,239	533,531	△174,708
経常費用		717,630	1,951,458	1,233,827
保険金等支払金		61	668,893	668,831
保険金等		—	2,979	2,979
解約返戻金等		—	6,453	6,453
契約者配当金		—	—	—
再保険料		61	659,460	659,398
責任準備金等繰入額		1	15,313	15,312
支払備金繰入額		—	395	395
責任準備金繰入額		1	14,918	14,916
資産運用費用		—	—	—
事業費		170,530	745,703	575,173
営業費及び一般管理費		167,265	683,310	516,044
税金		1,310	23,654	22,344
減価償却費		1,954	38,738	36,784
退職給付引当繰入額		—	—	—
その他経常費用		547,037	521,547	△25,489
経常損失		9,280	231,325	222,045

特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	—	—	—
価格変動準備金繰入額	—	—	—
その他特別損失	—	—	—
契約者配当準備金繰入額	—	—	—
税引前当期純損失	9,280	231,325	△222,045
法人税及び住民税	11,700	3,700	△8,000
法人税等調整額	△12,500	△10,100	2,400
法人税等合計	△800	△6,400	△5,600
当期純損失	8,480	224,925	216,445

(注) 1.(1) 正味収入保険料は、34,385 千円であります。

(2) 正味支払保険金は、148 千円であります。

(3) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	7,903 千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	7,508 千円
差引（イ）	395 千円
IBNR 備金繰入額（出再 IBNR 備金控除前）	— 千円
同上にかかる出再 IBNR 備金繰入額	— 千円
差引（ロ）	— 千円
計（イ+ロ）	395 千円

(4) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	281,954 千円
上にかかる出再責任準備金繰入額	267,855 千円
差引（イ）	14,098 千円
異常危険準備金繰入額（ロ）	819 千円
計（イ+ロ）	14,918 千円

2. 1株当たりの当期純損失は56,231円34銭であります。算定上の基礎である当期純損失は224,925千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は4,000株であります。

なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失は算出しておりません。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	—	330,653	330,653	—	△41,709	△41,709	—	488,943
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	△8,480	△8,480	—	△8,480
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資本剰余金の減少による欠損の填補	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△8,480	△8,480	—	△8,480
当期末残高	200,000	—	330,653	330,653	—	△50,190	△50,190	—	480,463

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	488,943
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	△8,480
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
資本剰余金の減少による欠損の填補	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△8,480
当期末残高	—	—	—	—	—	480,463

(注) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	4,000株	—株	—株	4,000株

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	—	330,653	330,653	—	△50,190	△50,190	—	480,463
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	△224,925	△224,925	—	△224,925
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資本剰余金の減少による欠損の填補	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△224,925	△224,925	—	△224,925
当期末残高	200,000	—	330,653	330,653	—	△275,115	△275,115	—	255,538

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	480,463
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	△224,925
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
資本剰余金の減少による欠損の填補	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△224,925
当期末残高	—	—	—	—	—	225,538

（注）発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	4,000株	一株	一株	4,000株

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	比較増減
		金額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益 (△は損失)		△9,280	△231,325	222,045
減価償却費		37,833	38,738	905
保険業法第113条繰延資産償却費		—	—	—
支払備金の増加額 (△は減少)		—	395	395
責任準備金の増加額 (△は減少)		1	14,918	14,916
契約者配当準備金繰入額		—	—	—
価格変動準備金の増加額 (△は減少)		—	—	—
利息及び配当金等収入		—	—	—
有価証券関係損益 (△は益)		—	—	—
支払利息		—	328	328
為替差損益 (△は益)		—	—	—
有形固定資産関係損益 (△は益)		—	—	—
代理店貸の増加額 (△は増加)		—	—	—
共同保険貸の増加額 (△は増加)		—	—	—
再保険貸の増加額 (△は増加)		—	△2,830	△2,830
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		378,619	410,742	32,123
代理店借の増加額 (△は減少)		—	70,397	70,397
共同保険借の増加額 (△は減少)		—	17,982	17,982
再保険借の増加額 (△は減少)		4	70,539	70,535
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		17,044	△546,576	△563,621
その他		—	—	—
小計		△333,016	△156,689	176,327
利息及び配当金等の受取額		—	—	—
利息の支払額		—	△328	△328
契約者配当金の支払額		—	—	—
その他		—	—	—
法人税等の支払額		△22,240	△9,908	△32,149
営業活動によるキャッシュ・フロー		△355,257	△166,925	188,331
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額 (△は増加)		—	—	—
有価証券の取得による支出		—	—	—
有価証券の売却・償還による収入		—	—	—
有形固定資産の取得による支出		△9,269	△1,473	7,795
有形固定資産の売却による収入		—	—	—
無形固定資産の取得による支出		—	△459,338	△459,338
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		—	—	—
その他		△11,757	—	11,757

投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,026	△460,812	△439,785
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入	—	90,000	90,000
借入金の返済による支出	—	—	—
社債の発行による収入	—	—	—
社債の償還による支出	—	—	—
株式の発行による収入	—	—	—
自己株式の取得による支出	—	—	—
配当金の支払額	—	—	—
その他	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	90,000	90,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△376,283	△537,737	△161,454
現金及び現金同等物期首残高	1,072,795	696,512	△376,283
現金及び現金同等物期末残高	696,512	158,774	△537,737

(注) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預貯金からなっております。

「mast 少額短期保険の現状 2018」

2018 年 7 月発行

mast 少額短期保険株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-1-1

新宿マインズタワー5 階

電話：03-5352-8400

URL：<https://www.mastsast.co.jp/>